

○神戸親和女子大学教育専攻科規程

平成5年10月29日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸親和女子大学学則(以下「学則」という。)第3条第3項の規定に基づき、本学の教育専攻科(以下「専攻科」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において特別な専門の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(組織及び運営)

第3条 本学の専攻科の基礎となり、その運営にあたる学部・学科は、次の通りとする。
教育専攻科 発達教育学部児童教育学科

(修業年限及び在学年限)

第4条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科には、2年を越えて在学することはできない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第5条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

2 専攻科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表の通りとする。

(入学資格)

第6条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、専攻科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学)

第7条 入学志願者については、選考の上入学を許可する。

2 入学者の選考及び入学の手続きについては、別に定める。

(専攻科修了の認定)

第8条 専攻科に1年以上在学し、第5条第1項に定める単位を修得したことを教授会が認め
た者には、修了証書を授与する。

(教育職員免許状の取得)

第9条 専攻科において取得できる教育職員免許状は、次の通りである。

専攻科 教育職員免許状の種類

教育専攻科 幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法
施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

(授業料等)

第10条 専攻科の授業料、入学金及び入学検定料については、学費規程の定めるところに
よる。

(学則、その他の規程の準用)

第11条 専攻科における学年、学期、休業日、入学時期、休学、復学、除籍及び賞罰その
他必要な事項については、学則その他本学の諸規程を準用する。

(改正)

第12条 この規程の改正については、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

教育専攻科授業科目・単位表及び履修方法

授業科目(教職に関する科目)	単位数		備考
	必修	選択	
教育専攻特別演習	2		
教育専攻研究	6		
教育学特論		2	
教育社会学特論		2	
教育法規特論		2	
福祉教育特論		2	
教育史特論		2	
教育心理学特論Ⅰ		2	
教育心理学特論Ⅱ		2	
発達心理学特論Ⅰ		2	
発達心理学特論Ⅱ		2	
学習心理学特論		2	
教育課程特論		2	
障害児教育特論		2	
環境教育特論		2	
情報教育特論		2	
教科教育特論Ⅰ		2	小専免1科目必修
教科教育特論Ⅱ		2	
教科教育特論Ⅲ		2	
保育特論Ⅰ		2	幼専免1科目必修
保育特論Ⅱ		2	
保育特論Ⅲ		2	
合計	8	40	

(自由科目)

教育専攻特別実習		1	
教育専攻特別講義		1	
海外教育特別実地研究		3	

